

令和8年4月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

資 料 目 次

ア	久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
イ	久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
ウ	久喜市中学校・義務教育学校（後期課程）水泳学習実施に係るガイドラインについて・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
エ	久喜市教育委員会事務局職員の人事について・・・・・・・・	15 (一部別紙)
オ	久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について・・・・・・・・	18
カ	久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について・・・・・・・・	19
キ	久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について・・・・・・・・	20
ク	久喜市教育委員会表彰について・・・・・・・・・・・・・・・・	25
ケ	久喜市共同オンライン分教室の中核校及び室長、副室長の指 定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26

ア 久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市立学校給食センター条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）」を、「中学校」の次に「（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）」を加える。

第5条第2項中「児童又は生徒その他」及び「（次条第2項及び第7条において「児童等」という。）」を削り、「食材等」を「、食材等」に、「認めるもの」を「認めるものに係る」に改める。

第6条第1項中「学校給食費負担者（学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者を、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）その他学校給食の提供を受ける者をいう。））」を「学校給食の提供を受ける者」に改め、「月ごとに」の次に「市長に」を加え、同条第2項中「転入又は転出その他」を「学校給食の提供を受ける者のうち、」に、「児童等の学校給食費」を「もの」に、「乗じて得た額を」の次に「市長に」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、児童又は生徒（生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定により教育扶助を受けている世帯の児童又は生徒を除く。）に係る学校給食費については、徴収しないものとする。

第7条中「児童等が」を削る。

別表中「322円」を「327円」に、「398円」を「404円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の久喜市立学校給食センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後において提供する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に提供された学校給食費については、なお従前の例による。

久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

改正後の規則	改正前の規則（旧）
<p>(実施予定日数)</p> <p>第4条 久喜市教育委員会(次条第2項及び第7条において「教育委員会」という。)は、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)においては188日、中学校(義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)においては185日をそれぞれ基準として、学校給食を実施する予定の日数(第6条第1項及び第7条において「実施予定日数」という。)を定めるものとする。</p> <p>(学校給食費の額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、_____学校給食の提供者を受ける者_____のうち、食材等に関して、食物アレルギー等の特別の配慮が必要と認めるものに係る学校給食費の額は、別表の左欄に掲げる給食対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の範囲内で教育委員会が別に定める。</p> <p>(学校給食費の納付等)</p> <p>第6条 学校給食の提供者を受ける者</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____は、前条に規定する学校給食費の額に実施予定日数を乗じて得た額を11で除して算定した額を学校給食の提供者を受けた月ごとに市長に納付しなければならない。ただし、8月に実施した学校給食に係る学校</p>	<p>(実施予定日数)</p> <p>第4条 久喜市教育委員会(次条第2項及び第7条において「教育委員会」という。)は、小学校_____において188日、中学校_____においては185日をそれぞれ基準として、学校給食を実施する予定の日数(第6条第1項及び第7条において「実施予定日数」という。)を定めるものとする。</p> <p>(学校給食費の額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒その他学校給食の提供者を受ける者(次条第2項及び第7条において「児童等」という。)のうち食材等_____に関して、食物アレルギー等の特別の配慮が必要と認めるものの_____学校給食費の額は、別表の左欄に掲げる給食対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の範囲内で教育委員会が別に定める。</p> <p>(学校給食費の納付等)</p> <p>第6条 学校給食費負担者(学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等(児童又は未成年の生徒については学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条の保護者を、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。)その他学校給食の提供者を受ける者をいう。)は、前条に規定する学校給食費の額に実施予定日数を乗じて得た額を11で除して算定した額を学校給食の提供者を受けた月ごとに_____納付しなければならない。ただし、8月に実施した学校給食に係る学校</p>

給食費は、9月分の学校給食費に含むものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校給食の提供を受ける者のうち、臨時又は不定期に学校給食の提供を受けるもの _____ は、同項に規定する月ごとの学校給食費の額を上限として、前条に規定する学校給食費の額に月ごとの学校給食を受けた回数に乗じて得た額を市長に納付しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、児童又は生徒(生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定により教育扶助を受けている世帯の児童又は生徒を除く。)に係る学校給食費については、徴収しないものとする。

(学校給食費の調整)

第7条 前条の規定にかかわらず、教育委員会は、一の会計年度において _____ 学校給食の提供を受ける回数が、実施予定日数と異なるときは、当該年度において徴収すべき学校給食費の額について必要な調整を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の久喜市立学校給食センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後において提供する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に提供された学校給食費については、なお従前の例による。

給食費は、9月分の学校給食費に含むものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、転入又は転出その他 _____ 臨時又は不定期に学校給食の提供を受ける児童等の学校給食費は、同項に規定する月ごとの学校給食費の額を上限として、前条に規定する学校給食費の額に月ごとの学校給食を受けた回数に乗じて得た額を _____ 納付しなければならない。

(学校給食費の調整)

第7条 前条の規定にかかわらず、教育委員会は、一の会計年度において 児童等が学校給食の提供を受ける回数が、実施予定日数と異なるときは、当該年度において徴収すべき学校給食費の額について必要な調整を行うことができる。

附 則

別表(第5条関係)

給食対象者	1食当たりの学校給食費
小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者	327円
中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	404円

別表(第5条関係)

給食対象者	1食当たりの学校給食費
小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者	322円
中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	398円

イ 久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

久喜市立小・中学校職員服務規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第10条中第11項を第13項とし、第10項を第12項とし、第9項の次に次の2項を加える。

10 職員が、県条例第16条の2に規定する子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、子育て部分休暇承認請求書（様式第8号の2）をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ請求しなければならない。

11 前項の規定により子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次の各号に掲げる場合には、子育て部分休暇変更届（様式第8号の3）をもって、遅滞なく校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ届けなければならない。

- (1) 産前の休業を始めた場合
- (2) 出産した場合
- (3) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
- (4) 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなった場合
- (5) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

様式第8号の次に次の2様式を加える。

様式第8号の2（第10条関係）

子育て部分休暇承認請求書																			
年度		請求に係る子			氏名			校名			職名			氏名					
					続柄												年 月 日生		
					生年月日														
整理番号	承認					請求事由 (承認/取消)	子育て部分休暇の請求期間							請求月日	備考				
	決裁者				請求者		月 日				毎日/ 曜日等	時 間							
							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日			
1							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日			
2							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日			
3							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日			
4							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日			
5							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日			
6							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日			
7							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日			
8							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日			
9							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日			
10							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日			

(注) 1 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。
 2 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

久喜市立小・中学校職員服務規程の一部改正に伴う新旧対照表

改正後の訓令	改正前の訓令（旧）
<p>（休暇）</p> <p>第10条 略</p> <p>2～9 略</p> <p><u>10 職員が、条例第16条の2に規定する子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、子育て部分休暇承認請求書（様式第8号の2）をもって、教育委員会に請求しなければならない。</u></p> <p><u>11 子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次の各号に掲げる場合には、子育て部分休暇変更届（様式第8号の3）をもって、遅滞なく教育委員会に届けなければならない。</u></p> <p><u>(1) 産前の休業を始めた場合</u></p> <p><u>(2) 出産した場合</u></p> <p><u>(3) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合</u></p> <p><u>(4) 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなった場合</u></p> <p><u>(5) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合</u></p> <p><u>12 略</u></p> <p><u>13 略</u></p>	<p>（休暇）</p> <p>第10条 略</p> <p>2～9 略</p> <p><u>10 略</u></p> <p><u>11 略</u></p>

様式第8号の2(第10条関係)

子育て部分休暇承認請求書

____年度

請求に係る子	氏名		校名	
	続柄		職名	
	生年月日	年 月 日生	氏名	

番号 番号	承認				請求者 (本人/配偶)	子育て部分休暇の請求期間				請求月日	備考					
	決定者					月日	から	月日	まで			曜日等	時間			
1						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
2						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
3						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
4						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
5						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
6						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
7						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
8						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
9						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
10						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	

(注) 1 承認職の職名等は適宜変更又は増減できること。
2 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。

教育長報告工 「久喜市教育委員会事務局職員の人事について」につきましては、人事案件であるため非公開です。

教育長報告オ 「久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について」につきま
しては、人事案件であるため非公開です。

【職名】

- 1 栄養士

教育長報告カ 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」につき
ましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 小学校安全監視員
- 2 スクールソーシャルワーカー

教育長報告キ 「久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について」につ
きましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 学校薬剤師
- 2 久喜市立学校学校運営協議会委員
- 3 久喜市中学校地域クラブ活動指導者

教育長報告ク 「久喜市教育委員会表彰について」につきましては、個人情報を含む案件であるため非公開です。

教育長報告ケ 「久喜市共同オンライン分教室の中核校及び室長、副室長の指定について」につきましたは、人事案件であるため非公開です。